

引っ越しの際の破損・紛失トラブルに
気を付けて

国民生活センターより、引っ越しの際のトラブル
について注意喚起がありました。



引越事業者に荷造りを任せて
引っ越しをした際、有名作家が
作った一点ものの陶器の縁が欠
けてしまった。引越事業者は責
任を認めて弁償すると言うので、
約4万円と申告したが、事業者
が提示した金額はずいぶん少な
かった。

消費者へのアドバイス

貴重品や壊れやすいものなどは**あらかじめ事業者に申告**
しましょう。

破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後**3カ月以内**に申し出ないと事業者の責任が消滅します。引っ越し完了後は、すぐに荷物の状態を確認することが大切です。

損害賠償が受けられる場合も、購入時の価格が**補償されるわけ**
ではないことを認識しましょう。

消費生活協力員の声



野菜などの食材を簡単にスライスするための調理器具(スライサー)で指先を切るなどのケガが相次いでいます。

スライスして野菜が小さくなったり、調理中に手を滑らせた際に指先が刃に接触したり、百元ショップで購入したスライサーでニンジンを切っているときに、親指が滑り指先を斜めに5ミリ切る事故が起きています。

スライスして野菜が小さくなり持ちにくくなったら、野菜を固定できる安全ホルダーを使用するか、包丁を使用するなど、自分が使い慣れている方法で、無理のない調理をしましょう。

※消費生活協力員は、消費者トラブルを未然に防ぐための活動や、消費生活に関する地域の見守り活動を行っています。

消費生活協力員を募集しています

消費者トラブルを未然に防ぐための啓発活動や、消費生活に関する地域の見守り活動を行っていただく消費生活協力員を募集します。

「自立した賢い消費者」としての知識を身につけ、家族やご近所の方などが安心、安全に生活をおくることができるよう、地域の見守り活動を一緒に行いませんか？



募集期間は3月17日(金)まで。
応募用紙は市役所本庁、西分庁舎等にて配布しております。
詳しくは市民サービス課 消費・相談・男女共同グループ
(0587-54-1111(内線225))までご連絡ください。